

(報道発表資料)

平成19年1月10日  
(社) 全国消費生活相談員協会

**専門学校**の**学生募集要項**中の「**学納金の不返還特約 (清算条項)**」  
の**改正**について (全国専修学校各種学校総連合会への**要望**)

経緯等

- (1) 平成18年度5月に実施した「契約なんでも110番」で情報収集した特定の外国語専門学校の平成19年度学生募集要項に記載の清算条項は、消費者契約法に触れると思われることから、改善の申し入れを平成18年11月24日に行った。同専門学校からは、「前向きに対応するので、少々検討期間をいただきたい」旨の回答を口頭で得ている(平成18年12月27日)。
- (2) (1)に関連して、全国専修学校各種学校総連合会を組織する都道府県協会等に加盟の専門学校について、首都圏、関西圏に限られるが大手と思われる専門学校の平成19年度学生募集要項を任意に入手し、また、同総連合会の分野別部会加盟校のうち、460校の中で開設しているホームページを閲覧して、学納金の清算条項が記載されているものについて調査・整理した。
- (3) その結果、「学納金不返還特約」を明記しているのが多く、その文言は概ね次のようになっている。
  - ・「一旦納入された学費は、一切返済できません」
  - ・「納入した学費は理由の如何を問わず、返却しません」
  - ・「一旦納入された学費は、原則としてお返しできませんのでご承知おき下さい」
  - ・「一旦納入された入学金・授業料その他の学費は返還できませんのであしからずご了承ください」

そのほか、少数ではあるが、平成18年11月27日大学の学納金返還請求について出された最高裁判所の判決を先取りした以下のような清算条項も見られる。

- ・「入学する年の3月30日午後4時までに入学辞退した場合、納入済みの授業料、施設費、実習費は全額返還します。(＊入学金、併願登録料、選考料は返還しない)。その後に入學辞退した場合は理由の如何を問わず一切返還しない」
- (4) 調査した51校の清算条項には、消費者契約法に触れると考えられるものが多数見られるという実態に鑑み、業界団体の全国専修学校各種学校総連合会に対し平成18年12月26日、**要望** (<http://www.zenso.or.jp/files/S061226.pdf>) を行った。あわせて12月27日、文部科学省専修学校教育振興室あて、同総連合会に対して要望を行っ

た旨書を添えて情報提供 (<http://www.zenso.or.jp/files/S061227.pdf>) した。